

第4期徳島市地域福祉計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本市では、平成4年3月に「住み慣れた地域で共に支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちの実現」を基本理念として、第3期徳島市地域福祉計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）を策定し、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」の推進を図るとともに、地域福祉課題の解決に向けた取り組みを進めてきた。

しかしながら、全国的に進行する人口減少や少子高齢化、高齢者世帯の増加など、地域を取り巻く環境が急速に変化し、地域住民相互のつながりの希薄化や地域を支える担い手不足が深刻化する中、ダブルケアや8050問題、孤独・孤立、ひきこもりなど様々な分野の問題が絡み合い複雑化し、複合的な支援を必要とするケースも増加しており、これまでの取り組みをより地域の特性や実情に対応したものに見直すことが必要となってきた。

この度、第3期計画の計画期間が令和8年度末で終了することから、令和7年度及び令和8年度の2カ年度において、こうした近年の社会情勢の変化や近年の制度改正を踏まえ、地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後の地域福祉の方向性等を定めた「第4期徳島市地域福祉計画」を策定する。

2 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するもので、平成30年4月施行の改正社会福祉法により、高齢者、障害者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を盛り込む計画（福祉分野の「上位計画」）として位置付けられ、本市の総合計画2025や他の福祉分野における個別計画との整合性を図りながら、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

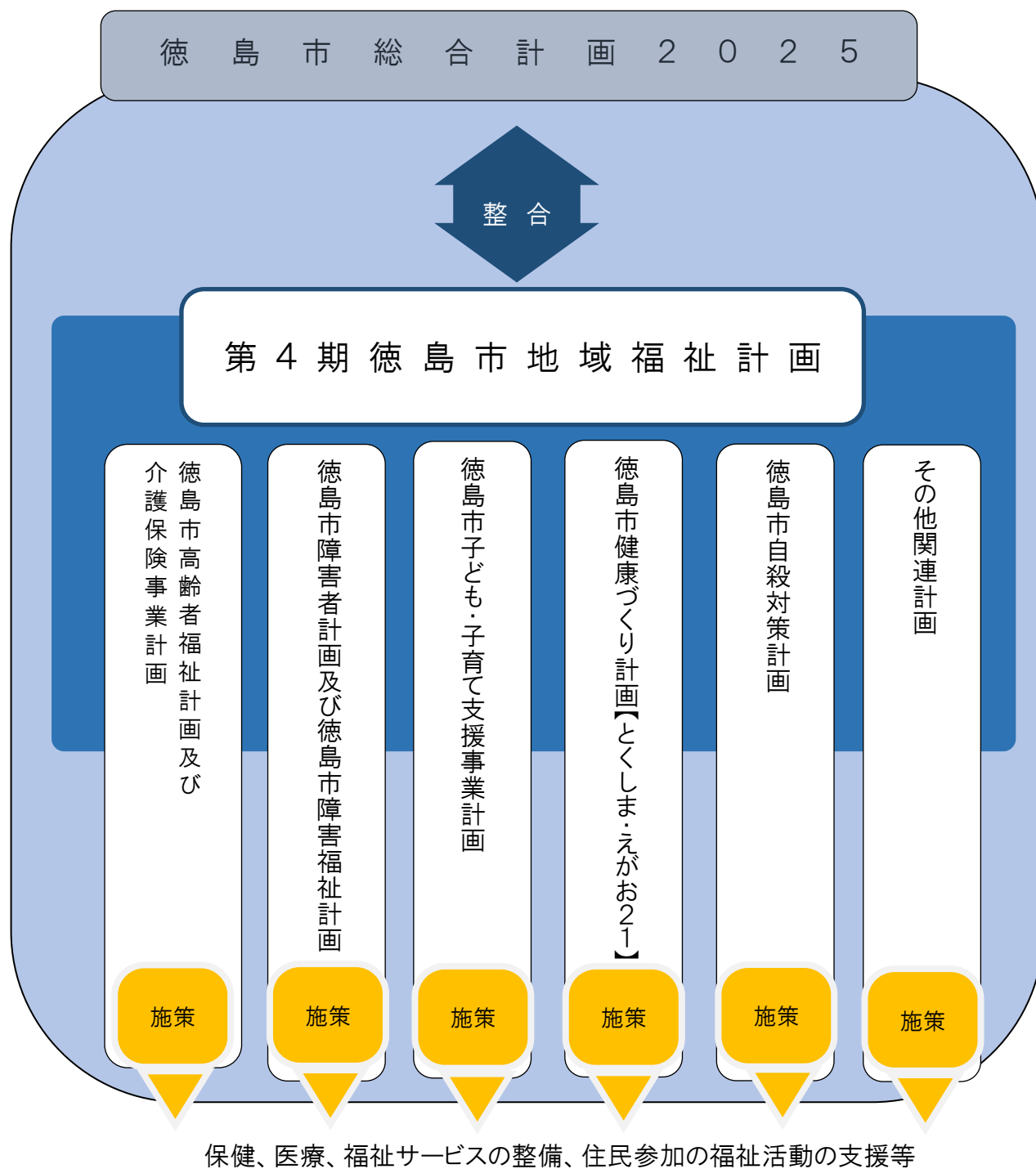
社会福祉法（抜粋）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

○ 本市諸計画との位置付け



3 計画期間

計画期間は、現行の計画期間が令和8年度末で終了することから、次期（第4期）計画は令和9年度から令和13年度までの5年間とする。

なお、計画期間中に社会経済情勢や制度改正等、状況が変化した場合には、必要に応じて計画の見直しを行う。

4 計画の策定体制

(1) 徳島市地域福祉計画策定市民会議（委員18人）

本計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進に関し、地域福祉に関わる幅広い意見を求め、各分野の関係団体の代表者、学識経験者、公募市民等を委員とする「徳島市地域福祉計画策定市民会議」を設置する。

【参加団体等】

学識経験者	徳島大学
保健・医療、福祉施設代表	徳島市地域包括支援センター、相談支援事業所 きぼう
社会福祉を目的とする団体の代表	徳島市社会福祉協議会、徳島市地区社会福祉協議会連絡協議会、徳島市民生委員児童委員協議会
市民関係団体	徳島市コミュニティ連絡協議会、徳島市婦人連絡協議会、徳島市シニアクラブ連合会、徳島市身体障害者連合会、徳島市・名東郡PTA連合会、居住支援法人 イツモスマイル、NPO法人 徳島の子育てに伴走する会 マチノワ
その他関連団体等の代表	徳島地区保護司会、徳島弁護士会、徳島県司法書士会、徳島県社会福祉士会
公募委員	1人

【オブザーバー】

徳島家庭裁判所（2人）、徳島保護観察所（1人）

(2) 推進本部

徳島市の地域福祉計画を策定し、地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織として、徳島市地域福祉計画策定委員会を設置する。

徳島市地域福祉計画策定委員会

ア 所掌事務

- ・地域福祉計画案の審議及び決定に関すること

イ 組織（24人）

会長	健康福祉部長
副会長	健康福祉部副部長
委員	企画政策部副部長、総務部副部長、財政部副部長、財政部税務事務所長、市民文化部副部長、環境部副部長、健康福祉部福祉事務所長、子ども未来部副部長・経済部副部長、都市建設部副部長、危機管理局次長、会計管理者、消防局次長、上下水道局次長、交通局次長、病院局次長、教育委員会教育次長

【計画の策定体制(イメージ)】

徳島市		案の提示	徳島市地域福祉計画策定市民会議
		⇔	
市長		意見・提言	
報告 ↑ ↓ 指示			
徳島市地域福祉計画策定委員会 (庁内組織)			
報告 ↑ ↓ 指示		意識調査	市民
事務局	健康福祉政策課	⇔	市民アンケート調査 事業所アンケート調査 パブリックコメント
連絡 ↑ ↓ 調整		意見	
各主管課等			